

# 湖西市地域防災計画

## 原子力災害対策編



# 湖西市地域防災計画 原子力災害対策編

## 目 次

### 第1章 総 則

第1節 計画の目的	7-1- 1
第2節 計画の性格	7-1- 1
第3節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	7-1- 2
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	7-1- 2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	7-1- 2
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	7-1- 3

### 第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針	7-2- 1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	7-2- 1
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	7-2- 1
第4節 緊急事態応急体制の整備	7-2- 2
第5節 避難収容活動体制の整備	7-2- 6
第6節 緊急輸送活動体制の整備	7-2- 6
第7節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	7-2- 6
第8節 市民への的確な情報伝達体制の整備	7-2- 7
第9節 原子力防災等に関する市民に対する 知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	7-2- 8
第10節 防災業務関係者の人材育成	7-2- 8
第11節 災害復旧への備え	7-2- 9
第12節 原子力に関する情報提供の協力	7-2- 9

### 第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針	7-3- 1
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	7-3- 1
第3節 活動体制の確立	7-3- 1
第4節 退避、屋内退避等の防護活動	7-3- 3
第5節 治安の確保及び火災の予防	7-3- 7
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	7-3- 7
第7節 緊急輸送活動	7-3- 7
第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動	7-3- 8
第9節 市民への的確な情報伝達活動	7-3- 9
第10節 自発的支援の受入れ等	7-3-10
第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	7-3-10

## 第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針	7-4- 1
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	7-4- 1
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	7-4- 1
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	7-4- 1
第5節 各種制限措置等の解除	7-4- 1
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	7-4- 2
第7節 被災者等の生活再建等の支援	7-4- 2
第8節 風評被害等の影響の軽減	7-4- 2
第9節 被災中小企業等に対する支援	7-4- 2
第10節 心身の健康相談体制の整備	7-4- 2
計画の沿革	7-4- 3

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

本市は、予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径 5 km）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30 km）に含まれてはいないものの、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動搖や混乱を可能な限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される事態に備えていかなければならない。

### 第2節 計画の性格

#### 1 湖西市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

#### 2 静岡県地域防災計画「共通対策編」等との関係

この計画は、「湖西市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画」に準ずる。

#### 3 県地域防災計画との関係

県は、市の「原子力災害対策編」の作成又は修正に協力する。

#### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

#### 第3節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和2年2月5日一部改正）を遵守する。

#### 第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

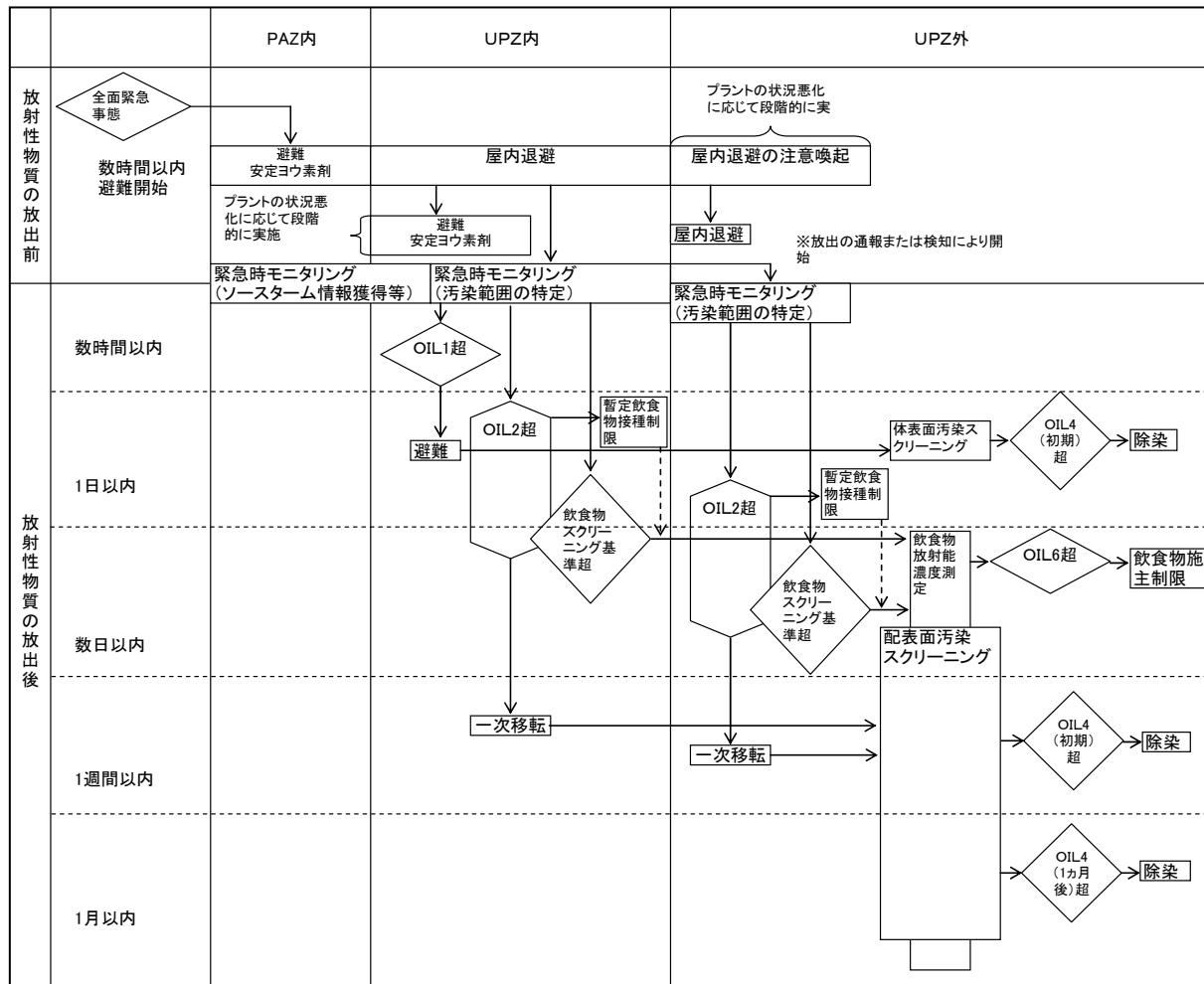
原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### 第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

本市は、UPZ外であるため、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域には該当しない。

## 防護措置実施のフロー



(※地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルより抜粋)

## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策編」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

## 1 市

所掌事務
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
(2) 通信連絡設備等の整備

- (3) 防災対策資機材の整備
- (4) 防災対策資料の整備
- (5) 避難所等の整備
- (6) 災害状況の把握及び伝達
- (7) 市災害対策本部の設置
- (8) 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
- (9) 避難の指示及び立入制限
- (10) 避難誘導
- (11) 避難及び避難退域時検査（「避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）の場所等の開設
- (12) 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
- (13) 市民及び必需物資の緊急輸送の確保
- (14) 汚染飲食物の摂取制限等
- (15) 市民からの問い合わせ対応
- (16) 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
- (17) 制限措置の解除
- (18) 県が行う原子力防災対策に対する協力
- (19) 損害賠償請求等に必要な資料の整備
- (20) 県及び関係機関への支援の要請

## 2 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</li> <li>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</li> <li>(3) 災害地域における電気通信施設、放送施設等の被害状況調査</li> <li>(4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</li> <li>(5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</li> <li>(6) 非常通信協議会の運営に関すること</li> </ul>
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局 (浜松労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働災害防止の監督指導</li> <li>(2) 災害発生時における労働災害調査</li> <li>(3) 業務上被災労働者に対する労災保険給付</li> </ul>
農林水産省関東農政局 静岡県支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認</li> <li>(2) 災害時における主要食料等の需給対策</li> </ul>
中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	中部地方整備局 直轄国道の通行確保に関すること
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各輸送機関との連絡調整</li> <li>(2) 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請</li> </ul>
国土地理院中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</li> <li>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</li> <li>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報シ</li> </ul>

	システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台、浜松特別地域気象観測所)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部、御前崎海上保安署)	(1) 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保

## 3 自衛隊

機関名	所掌事務
陸上自衛隊第34 普通科連隊	(1) 災害応急対策の支援
海上自衛隊横須賀地方総監部	(2) 緊急時モニタリングの支援
航空自衛隊第1 航空団	(3) 避難退域時検査及び除染の支援

## 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	所掌事務
東海旅客鉄道株式会社 (鷺津駅、新所原駅、新居町駅) 日本貨物鉄道株式会社 天竜浜名湖鉄道株式会社	(1) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社 東京支社 (浜松保全・サービスセンター)	(1) 災害時の輸送路の確保 (2) 避難退域時検査場所設置への協力
西日本電信電話株式会社 (浜松支店)	(1) 通信の確保 (2) 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店） K D D I 株式会社（浜松支店） ソフトバンク株式会社 (浜松支店)	通信の確保
日本赤十字社静岡県支部 (湖西市地区) 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護	災害時における医療救護の実施

協会 公益社団法人静岡県病院協会	
日本通運株式会社（浜松支店） 福山通運株式会社（浜松支店） 佐川急便株式会社（東海支店） ヤマト運輸株式会社（浜松主管支店） 西濃運輸株式会社（浜松支店） 一般社団法人静岡県トラック協会（西部支部）	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
日本放送協会（静岡放送局浜松支局）	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
一般社団法人静岡県バス協会 (遠州鉄道株式会社、浜松バス株式会社) 遠鉄タクシー株式会社	避難住民等の輸送の支援
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 緊急時モニタリングの支援 (2) 専門家の派遣 (3) 放射線測定機材の提供 (4) 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	(1) 緊急時モニタリングの支援 (2) 専門家の派遣 (3) 原子力災害医療派遣チームの派遣

## 5 消防機関

機関名	所掌事務
市消防本部	(1) 市民に関する広報及び避難誘導 (2) 原子力災害医療措置に対する協力 (3) 防護区域の防火対策 (4) 立入制限及び交通規制の協力

## 6 県

所掌事務
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 緊急時モニタリング設備等の整備 (4) 原子力災害医療設備等の整備 (5) 防災対策資機材の整備 (6) 防災対策資料の整備 (7) 原子力事業者からの報告の収集及び立入検査 (8) 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 県原子力災害警戒本部の設置

- (11) 県原子力災害対策本部の設置
- (12) 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
- (13) 緊急時モニタリングの実施
- (14) 避難の支援
- (15) 避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施
- (16) 原子力災害医療措置
- (17) 市民及び必需物資の緊急輸送の確保
- (18) 汚染飲食物の摂取制限等
- (19) 市民からの問い合わせ対応
- (20) 放射性汚染物質の除去
- (21) 制限措置の解除
- (22) 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力
- (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (24) 国及び関係機関への支援の要請

## 7 県警察本部

### 所掌事務

- (1) 市民に対する避難誘導及び災害警備広報
- (2) 立入制限及び交通規制
- (3) 治安の確保

## 8 原子力事業者（中部電力株式会社）

### 所掌事務

- (1) 原子力発電所の防災体制の整備
- (2) 原子力発電所の灾害予防
- (3) 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
- (4) 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
- (5) 原子力発電所施設内の応急対策措置
- (6) 通信連絡体制の整備
- (7) 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
- (8) 原子力防災資機材の整備
- (9) 原子力災害活動で使用する資料の整備
- (10) 環境放射線モニタリングの実施
- (11) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- (12) 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）
- (13) 県、所在市（御前崎市）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
- (14) 放射性物質の除去
- (15) 災害の復旧



## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努め、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。  
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。※資料編（19-1）<災害に関する協定等一覧表>
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (3) 市は、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る。

### 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 市と県の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

##### (2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

#### (4) 非常通信協議会との連携

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

#### (5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

#### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

### 2 情報の分析整理

#### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

#### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

### 3 通信手段の確保

（共通対策編 第2章 第1節「通信施設等整備改良計画」に準ずる。）

## 第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、緊急事態応急体制に係る事項について必要な体制を整備する。※資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>

### 1 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努める。

### 2 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退却時検査等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と

相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。※資料編（19-1）<災害に関する協定等一覧表>

### 3 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力をを行うための体制を整備する。

### 4 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

### 5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、県と相互の連携を図る。

原子力事業者、国地方公共団体が採ることを想定される措置等（U P Z外）

		体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	—	—	—
		地方公共団体	・要因収集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	緊急時モニタリングの準備のための調整
		国	自治体への収集要請	報道機関等を通じた情報提供	【避難】 自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
施設敷地緊急事態	採用。 ただし、一部事象について 〔全面緊急事態に変更〕 は、 原災法10条の通報すべき基準を	原子力事業者	—	—	—
		地方公共団体	・要因収集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚	緊急時モニタリングの準備 【避難】 ・要援護者等の避難受け ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協

			起		力
	国	自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。 減災法10条より変更。 ただし、一部事象については、	原子事業者	—	—	—	—
	地方公共団体	・要因参集 ・情報収集・連絡体制の構築	住民等への情報伝達	緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・避難の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時避難先、輸送手段、避難退域時検査場所等）への協力
	国	自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・自治体に避難の受け入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時避難先、輸送手段、避難退域時検査場所等）への協力を要請
O I L	原子事業者	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	【避難】 （近）避難の実施 【避難】 （遠）避難の受入れ
	国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	—	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）自治体に避難の実施を指示 【避難】 （遠）自治体に避難受入れを要請

	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	—	—	—	—
		地方公共団体	—	住民等への情報伝達	緊急時モニタリングの準備	【飲食物摂取制限】 個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
OIL4	原子力事業者	—	—	避難退域時検査の協力	—	—
	地方公共団体	—	住民等への情報伝達	避難退域時検査の実施	【体表面除染】 体表面除染の実施	—
	国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・避難退域時検査情報の収集・分析 ・避難退域時検査の支援	【体表面除染】 体表面除染の実施の指示	—
OIL2	原子力事業者	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	住民等への情報伝達	緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 (近) 一次移転の実施	【一時移転】 (遠) 一次移転の受け入れ
	国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近) 自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 (遠) 自治体に一時移転の受け入れを要請
OIL6	原子力事業者	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	住民等への情報伝達	個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 飲食物摂取制限の実施	—
	国	—	・自治体への情報提供 ・報道機関を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	—

(※地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルより抜粋)

## 第5節 避難収容活動体制の整備

### 1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定する。

なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう、努める。

### 2 避難所等の整備

#### (1) 避難所等の整備

市は、所在市及び周辺市町からの避難の受入れ等を行う必要が生じる場合に備え、避難所の整備に努める。

#### (2) 広域一時滞在に係る応援体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第6節 緊急輸送活動体制の整備

### 1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県に協力する。

### 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

## 第7節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

## 2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

## 3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における市民の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

## 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

## 5 大規模・特殊災害における救助隊の整備

市は県及び国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 第8節 市民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、周辺の市民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。
- (2) 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市町村防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、市民からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。※（21-1）<相談・受付等窓口一覧表>
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺の市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有

線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第9節 原子力防災等に関する市民に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 市は、県、国及び原子力事業者が行う、市民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発の広報活動等について協力する。

県及び原子力事業者が行う事項は次のア～クのとおりである。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- キ 要配慮者等への支援に関すること
- ク 緊急時におけるべき行動

(2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(4) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

## 第10節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るために、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、以下に掲げる原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること

- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

## 第11節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

## 第12節 原子力に関する情報提供の協力

市は県が行う次の事業について協力をを行う。

実施主体	内 容
県	<p>防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発進を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議（原子力分科会）の開催と情報提供</p> <p>事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報の提供と正しい理解の普及啓発</p>

7-2-10

## 第3章 緊急事態応急対策

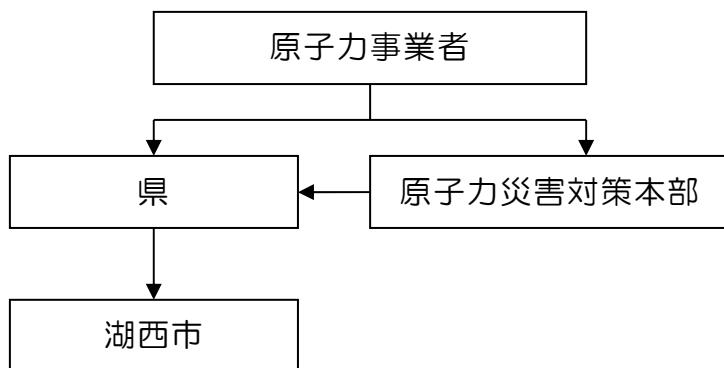
### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

なお、ここに定めのないものは「県地域防災計画 原子力災害対策編」に準じる。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 1 情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡系統図



#### 2 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1 市の活動体制

##### (1) 事故対策のための警戒態勢

###### ア 警戒態勢

資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>

###### イ 情報の収集

市は、特定事象の通報又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、県から情報等を得るなど県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

#### ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を緊急時応急対策拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、職員をオフサイトセンターに派遣する。

#### エ 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

#### オ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準による。

(ア) 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

#### (2) 災害対策本部の設置等

ア 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。※資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>

イ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

#### (3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は資料編（1-7）<湖西市災害対応マニュアル>のとおりとする。

#### (4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

### 2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなり、原子力災害合同対策協議会から出席の要請があった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

## 第4節 退避、屋内退避等の防護措置

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

(1) 市は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出した場合は、市民に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超えるおそれがあると認められる場合は、市民に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、市民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【一ヶ月後の値】(皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

飲 食 物 攝 取 制 限 ※ 9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※ <sup>2</sup> )	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ <sup>7</sup>  放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 300Bq/kg 200Bq/kg 1 Bq/kg 20Bq/kg 2,000Bq/kg <sup>※<sup>8</sup> 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg</sup>

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えは野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、国際原子力機構（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）のG S G-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※10 地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルより抜粋

- (2) 市は、市民の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民に向けて、避難や避難退城時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果予測その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。
- (3) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県へ受入先の市町村との協議を要請し、避難所等となる施設の指示をうける。
- (4) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

## 2 避難所等

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退城時検査場所の開設等の状況を伝達し、市民に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

## 3 広域一時滞在

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災した市民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

## 4 要配慮者等への配慮

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け建設型応急住宅の設置等に努める。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

## 5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を家族等へ引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

## 6 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

## 7 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

## 8 飲食物、生活必需品等の供給

(共通対策編 第3章 第9節「食料品供給計画」及び第10節「衣料・生活必需品・その他の物資供給計画」に準ずる。)

## 9 県からの協力要請への協力

- (1) 市は、警戒事態発生時において、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請された場合は、これに協力する。
- (2) 市は、施設敷地緊急事態発生時において、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請された場合は、これに協力する。
- (3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、P A Z 内から避難してきた住民等の受け入れやU P Z を含む市町が行う防護措置の準備に協力の要請がされた場合は、これに協力する。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

(共通対策編 第3章 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

## 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 市は、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該指示等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施する。
- (2) 市は、原子力災害対策指針に基づいた避難退域時検査基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (3) 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施する。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲を例示すれば、以下のようなものが考えられる。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる

### 資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するため必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関の他、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
避難住民	(ア) 一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、浜松バス株式会社） (イ) 自衛隊 (ウ) 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

#### 2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

## 第8節 救助・救急、消火及び医療活動

#### 1 救助・救急活動及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意する。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

など

## 2 医療活動等

市は、県が行う緊急時における市民の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

## 第9節 市民への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民の適切な判断と行動を助け、市民の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1 市民への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく的確に行う。
- (2) 市の広報体制及び市の行う広報事項については「共通対策編 第3章 第5節 災害広報計画」に準ずる。
- (3) 市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市及び県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺の市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。
- (4) 市は、情報伝達については、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等による他、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかげでいる生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

その他については「共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画」及び「共通対策編 第3章 第5節 災害広報計画」に準ずる。

### 2 市民からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民からの問い合わせ

わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、市民のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。※  
資料編（21-1）<相談・受付等窓口一覧表>

- (2) 市は、県と連携し、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

### 1 ボランティアの受入れ等

「共通対策編 第3章 第26節 ボランティア活動支援計画」に準ずる。  
なお、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意する。

### 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

「共通対策編 第3章 第22節 社会福祉計画」に準ずる。

## 第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた市消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた湖西警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人

命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- (4) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の市民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

7-3-12

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、国（引き続き存置される原子力被災者生活支援チーム）及び県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### 第5節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認する。

## 第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。※資料編（7-7）<原子力災害被災地住民登録様式>

### 2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

(共通対策編 第4章 第3節「被災者の生活再建支援」に準ずる。)

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

(共通対策編 第4章 第4節「風評被害の影響の軽減」に準ずる。)

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

(地震対策編 第6章 第9節「地域経済復興支援」に準ずる。)

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、県及び国とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。※資料編（21-1）（相談・受付等窓口一覧表）

## 計画の沿革

平成26年	3月	湖西市地域防災計画原子力災害対策編	策 定
平成27年	3月	〃	一部訂正
平成28年	3月	〃	一部訂正
平成29年	3月	〃	一部訂正
平成30年	3月	〃	一部修正
平成31年	3月	〃	一部修正
令和2年	3月	〃	一部修正
令和3年	1月	〃	一部修正
令和4年	2月	〃	一部修正
令和5年	1月	〃	一部修正

7-4-4